

# 村田町地域おこし協力隊募集要項 (地域資源を活かした企画運営)

令和6年3月

## ■宮城県村田町 概要

宮城県南部に位置し、豊かな自然と穏やかな気候が魅力の村田町は、町内を白石川の支流荒川が南流し、この流域に沿って田畑が広がっています。町中央部は、概ね平坦地で村田地区には市街地が形成されており、気候的には、比較的温暖で寒暑の差が少なく、降雪量も少ない気候条件にあり、四季を通して良好な環境を有しています。

町中心部に位置する東北自動車道「村田 IC」を利用すれば、仙台市や隣県の山形県・福島県が近く、都会に「ほど良く近い」まちです。近隣市町の JR 3 駅までは、車で約 20～35 分の距離があるため、生活には自家用車の必要性が高い地域です。

また、江戸後期からの商家町が町に現存し、宮城県で唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、歴史的資源にも恵まれています。



## ■募集の目的

村田町の地域活性化を目的とする「株式会社まちづくり村田」が平成29年4月に設立し、現在、観光推進、定住促進、起業支援及び農業振興施策等の業務を行い、地域の魅力を活かした事業を展開しています。

今般、都市地域の意欲ある人材を積極的に受け入れし、村田町に移住していただき、地域住民及び当該法人と共に地域資源を活かした活動や、移住定住支援、情報発信など多岐の分野において、新しい視点で地域の活性化を図るために活動する「村田町地域おこし協力隊」を募集します。

## ■活動内容

(1) 「株式会社まちづくり村田」が行う事業の企画運営支援

① 移住定住促進・空き家利活用・起業就業の支援等に関する企画運営

② 地域資源の掘り起こし及び活用による地域活性化の企画運営

(2) 地域活性化の支援活動

① 町内の情報収集やSNS等を活用した情報発信

② その他、町の活性化のために必要とされる取り組み

## ■募集対象

(1) 条件不利地を除く3大都市圏内の都市地域等に現に住所を有する者（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務官通知）に規定する要件を満たす者）又は他自治体において地域おこし協力隊として2年以上活動した経歴があり、その解職から1年以内の者であって、任用後に村田町に住民票を移せる方

(2) 協力隊としての活動終了後も町に定住し、就業・起業しようとする意欲がある方

(3) 心身ともに健康で地域おこしに意欲があり、地域住民と協力して活動ができる方

(4) 普通自動車免許を取得しており、実際に運転できる方

(5) パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の一般的な操作ができる方

(6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な勤務に対応できる方

(7) 協力隊員の業務以外でも、地域での活動に積極的に参加できる方

(8) 地方公務員法第16条（欠格条項）の①及び②に該当しない方

① 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

② 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## ■募集人員

1名（予定）

## ■活動拠点

施設名：蔵の観光案内所（管理者：株式会社まちづくり村田）

所在地：宮城県柴田郡村田町大字村田字町31（重要伝統的建造物群保存地区内）

雇用形態	パートタイム会計年度任用職員
1日の勤務時間	9:00～17:00のうち7時間
休憩時間	60分
勤務日数	週5日（35時間勤務）
雇用期間	任用日～令和7年3月31日 ※村田町長が任用し、年度毎に更新を行います。 ※任用後、勤務評価により最長3年まで延長することができます。
報酬	月額266,000円（賞与、退職金はありません）
時間外勤務等	従事する場合あり
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
休日	原則、休日は土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始となりますが、観光業務が主なため、休日出勤もあります。勤務の都合で休日に出勤した場合は、振替することを原則とします。 また、所属長が必要と認める場合は、活動日を変更する場合があります。
休暇	勤務期間及び年数により決定します その他特別休暇あり
活動費	協力隊員へ補助金を交付し、活動に係る経費を予算の範囲内で町が負担いたします。 【活動費例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅借上げ料（家賃）</li><li>・活動に使用する車両のリース代、燃料代</li><li>・PC等端末リースに係る経費、光回線使用料等</li><li>・活動に必要な作業道具や消耗品に係る経費</li><li>・研修等旅費（一般職員に支給する旅費の例により支給）</li><li>・その他活動に必要な費用</li></ul>

## ■募集期間

令和6年3月1日～令和7年1月31日（※書類必着）

※応募受付後、審査を行い、隊員を決定します。

※期間中に採用人数に達した場合は、募集を終了いたします。

## ■応募方法

### （1）提出書類

- ・村田町地域おこし協力隊員 応募申込書 1部
- ・村田町地域おこし協力隊 応募レポート 1部  
※町HPよりダウンロードできます。
- ・住民票の抄本 1部
- ・普通自動車免許証の写し 1部

### （2）提出方法

持参または郵送ください。（郵送の場合は、締切日必着とします。）

### （3）応募に係る経費

書類申請、面接試験に伴う交通費等は、全て応募者のご負担となります。

### （4）提出書類の扱いについて

提出いただいた書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

なお、本募集要項に基づく応募以外の用途には使用いたしません。

## ■選考について

選考は、第1次「書類選考」及び第2次「面接選考」にて行います。

第1次選考	応募書類受付後、書類選考を行います。 1次審査合否を通知し、合格者に面接日をお知らせいたします。
第2次選考	第1次選考合格者は、村田町役場本庁舎にて面接を行います。
採用決定通知	第2次選考（面接）の合否を通知し、合格者へ採用決定通知を郵送します。
協力隊着任	着任日には辞令交付式を行うため、村田町役場へお越しいただきます。 ※住民票の異動は、任用後に行うこととなります。

※応募用紙は、選考過程で株式会社まちづくり村田に情報提供いたしますので、ご承知願います。なお、応募の秘密は守られます。

※任用は村田町議会3月定例会において令和6年度予算の議決を要します。

議決されなかった場合は、内定が取り消される場合もありますので予めご了承ください。

■応募・問合せ先

村田町役場 まちづくり振興課政策推進班 担当：村上・会田

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地

TEL：0224-83-2113（まちづくり振興課直通）

FAX：0224-83-5740

Mail：mura-mac@town.murata.miyagi.jp（まちづくり振興課代表）